

よう取り計らいます。

質疑通告のない方は退席していただいて結構です。

○那谷屋正義君 立憲・国民・新緑風会・社民の那谷屋正義でございます。

限られた時間ですので早速質問させていただきたいと思いますが、まず冒頭、これは、今日はお二人の大臣においでいただいておりますが、通告なしで大変恐縮ではありますが、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

御案内のように、衆議院の方で国家公務員の一部改正というご問題で、今、国会の方が混乱をしている状況になっております。冒頭、与党の委員の方からも、こういう新型コロナ対策に対しては国民を分断することなく取組を進めることが大事だと、こういうようなお話がございまして、私もそのとおりだというふうに思っているところであります。

にもかかわらず、今日の新聞等によっても反対が約七割いるこの法案を強行に採決をしようとしていた与党・政府。まあ、今日のマスコミ報道によると、それについて先送りするようなお話が出てはおりますが、まだ正式には我々野党の方にもその話が来ていないわけでありまして、そういった状況で本当にいいのかということについて、萩

生田大臣、赤羽大臣、お二人に一言ずつお願いしたいと思えます。

○国務大臣（萩生田光一君） 直接の所管外ではありますけれども、国会の運営の仕方というのは国会の方でお決めいただくというのが原則でございます。

私は、閣議決定した内容ですから、本来でしたら、課題があったとしたらしっかり議論をしていただいで、そういったものを国民の皆さんにも分かりやすく説明していく必要があるんだろうと思います。

今後どういう展開になるか分かりませんが、私も、国会の現場の御判断に従いたいと思えます。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 私も全く同じ立場でございます。所管外でもございまして、国会のことですので国会で取扱いはお任せしたいと思います。

私は、今、コロナ対策本部の一員として、国交省の責任者として、早期終息と被害に遭われた皆さんに対する支援、全力を尽くしているところでございます。また同時に、国土交通省から八本、法案提出させていただいております、これは、中には野党からも反対、賛成をいただけない法案も出しておりますが、これはこれと必要な法案でございますので、それは粛々と審議をお願いしているという状況でございます。

以上です。

○那谷屋正義君 所管が直接は違うということでありましたけれども、こういうコロナ対策をするときに、やはり国民の理解と、そして政府に対する信頼が最も大事であります。それが、直接コロナとは関係ないにしても、こうした多くの国民が反対をしているこの制度に対して強引に押し進めようとするということに対しては、断固あつてはならないというふうに思いますし、直接の所管ではないと今お話がある中で、文科省においても国交省においても国家公務員の皆さんを抱えていらっしゃる、あるいは、特に文科省においては地方公務員の皆さんも抱えていらっしゃるということ、この法案について今後どういふような推移をたどっていくのかということについては大変注目しているところであります。

我々は、何としてもこの検察庁の法案の部分については先送りをして、そして、それ以外のところについては何としても成立を早くする。そうしないと、総務委員会の方にも委託されるいわゆる地方公務員法の改正の部分もございまして、何とかその辺について善処していただくようお願いを申し上げて、通告の質問に入らせていただきたいと思います。

順番を大きく変えさせていただいて、最初にIRについて私の方から質問をさせていただきたい

と思います。

先週、マスコミによりますと、横浜市計画のI R、米カジノ参入断念と、こういった話がございました。こういったことは、今後もこのコロナ関連の中にあつて幾つか出てくるということが想定されるわけでありまして、このままのスケジュールでいいというふうにはとても思えないわけでありまして。そういう意味では、ここに来て一度足を止めていただいて、もう一度その辺について、今までのスケジュールの変更、あるいは私なんかは申し上げたいのは、ここに来てやっぱりこれはちよつと一遍やめるべきだというふうなことを申し上げたいと思うんですけれども、それについて内閣府の見解をお尋ねします。

○副大臣（御法川信英君） I Rの整備につきましては、政府として、I R整備法が国会で成立したことを受けまして、丁寧に手続を進めていく立場にございます。

具体的なスケジュールに関してでございますけれども、認定申請を予定している自治体からの御意見を踏まえて、区域認定申請の期間を来年の一月から七月までにする案をパブリックコメント等を通じてお示しを今しているところでございます。その後も、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中で、観光庁からI R整備を予定している自治体に対しまして準備作業の状況を随時確認を

してございます。四月七日の緊急事態宣言の直後、そしてその延長の後にも確認をしてございますけれども、現時点におきましては、来年一月から七月までの間の認定申請に向けた準備を進めている状況に変わりはないということでございます。ということでございます。

○那谷屋正義君 手を挙げている自治体からの意見をしっかりと踏まえてというふうなことでありまして、政府からは何の問合せをしないと、だから我々は自分たちの計画のまま行くしかない、こういうふうにご答えてくる自治体があるんですよ。ところが、政府にお尋ねをすると、いや、そうじゃないと。きちつと、大丈夫なのかと、これでいけるのかというふうなことを随時間かかっているということでありまして、その辺については是非ここではつきりと、この国会という場でお答えをいただく中で、今後も地方からのそういった声、これは、今までどおり進める、進めない、少し遅らせてくれ、そういったことも含めて声があるというふうなことがあったときにはそれを尊重していただけるかどうか、お尋ねしたいと思えます。

○副大臣（御法川信英君） 仮定の話になってしまいますけれども、今後、このコロナウイルスをめぐる状況が変化して、I R整備に向けた準備を

進めている自治体についての中で検討の前提が大きく変化するような状況になった場合には、自治体の意向というものを十分に丁寧に伺いながら適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 自治体の意向を尊重するというお答えをいただきました。

こういったやり取りを踏まえて、赤羽大臣、国交省として、いわゆる観光業務をつかさどるわけでありまして、こうしたカジノも踏まえて今後の取組について御所見を伺えたらというふうに思います。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 観光関連産業は、観光業とか宿泊業のみならず、貸切りバスですとかハイヤー、タクシー、また地元の飲食業とかお土産物売場とか様々、裾野の大変広い産業でございます。地域によっても地方経済そのものでございます。

ですから、大変な今深刻な状況でありますので、一刻も早い復活をということで、最大の支援をしなければいけないということで、これまで、簡単に言いますと、三つの柱でやっております。

一つは、早期の終息が最大の支援だということ、これは政府を挙げてやっているとござい

ます。二つ目の支援は、この間に事業が継続をして雇

用が確保できるようにということで、資金繰りと雇用確保の支援も、これは関係省庁と連携しながららせていただいております。

そして三つ目は、状況が落ち着き次第、強力な需要喚起策を展開しようということで、今回の補正予算にゴー・ツー・トラベルという大きな事業を計上させていただきました。

これは時期が違うのではないかと御批判もいただきましたが、元々観光業界から大変強い要望がある事業であるということと、ちよつと説明が我々は足りないと思いますが、これから事務局を立ち上げて、全国規模でありますので、多くの事業者の皆さんに参加をしていただく、できるだけ裨益、地域に裨益をしたいということで、その説明とか段取り、そしてまたそれができた後の、国民の皆さんに今度知っていただくということで、余りはつきり時間を言ったことはないんですけど、恐らく、私見ですけど、まだこれからののであれですけど、二か月近く掛かるのではないかと。ですから、今から着手をしても、七月の夏休みみぐらにスタートできればいいなど。ですから、先にしろ先にしろという御批判もありましたけれども、そのときから事業を始めるに当たっても、今から粛々と準備をしなければいけないということでございます。

IRにつきましては、これ随分先の話でございます

ますし、元々は、地方自治体の皆さんの申請を待つてなので、国で無理やりやらせようという仕組みではございません。ただ、日本の観光業を見ますと、去年のラグビーのワールドカップのときに大変大きな成果があったというのは、欧米の皆様が長期間滞在をしていたらいて、日本各地を回って、物すごく観光消費の結果が出ました。

ですから、長期滞在をしていただいて、できるだけ多くの日本各地に足を運んでいただく、家族連れで長期滞在していただくというようなことではないかと、このIRというのはこれまで日本にない事業でありますので、もちろん様々なナイーブな面もありますので慎重に話を進めなきゃいけないが、MICEビジネスの、大型のMICEビジネスの確立ですとか家族で滞在できる観光モデルの確立、また日本各地の魅力を知っていただくというような、これも三つの柱で組んでおりますが、今こうしたコロナの状況で、それ地方の自治体の皆さんが主役ですので、どうなるか分かりませんし、このことは初めて始める事業でもありませんので、慎重に丁寧にしていこうと、こう考えております。

いずれにしても、観光事業そのものは地域経済の最大の応援だと思つて、しっかりと地元の皆さんの声を聞きながら、寄り添いながらしっかりとした支援策を打つていこうと、こう決意をしてお

るところでございます。

○那谷屋正義君　ゴー・ツー・キャンぺンについては前回お話をさせていただきましたので今日は触れませんが、義を見てせざるは勇なきなり、あるいはノー・ワン・イズ・パーフェクトということ、一度言ったものが、変えるということに対しては相当勇気が要る。しかし、これから御質問をしようとしている萩生田大臣は昨年大決断をされたということを考えれば、是非そういった国民の声をしっかりと受け止めた形で施策を進めていただくと、これを改めてお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（中川雅治君）　では、国土交通大臣、退席、結構です。

○那谷屋正義君　続いて文科省にお伺いをしたいと思います。

もう既に感染の少ない地域では学校が再開をされている。三重県辺りも今日から再開ということ、子供たちの大変うれしそうな顔がテレビに映っておりますけれども、ただ、いざ学校が始まったときには、やはりその日から子供たちや教職員が休業前の生活に戻れるかというと、そうならない。ましてや、長期の休業によって学習について格差が生じていることが想定されるということによって、土曜授業、夏休み等の短縮を示して、

そこに授業を入れるというような自治体も増えてきております。遅れを取り戻すことにみに力点が置かれてかなり無理をしたカリキュラムが実施されて、子供たちも教職員も疲労が増幅するのではないかと危惧をしているところであります。

文科省通知で様々な対応をいただいているということでございますけれども、やはりこの学年で今年度どういう学習内容については一応身に付けてもらいたいというような大きな柱立てを文科省にさせていただく。細かい教育課程等々については、これはもう各自自治体、学校に任せられるべきものだというふうに思いますけれども、おおむねこういったものについては子供たちに内容を理解してもらいたいというようなものをいち早く示すことが今求められているんだろうというふうに思いますけれども、文科大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣（萩生田光一君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染症対策を徹底しつつ、最大限子供たちの健やかな学びを保障することが重要だと考えております。

このため、五月一日に、進路の指導の配慮が必要な最終学年等を優先し、分散登校日等を設定して段階的に学校再開を行うことや、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用等の

様々な手段を活用し、最大限今年度の学校における教育活動を充実させていただきたいこと等を知をしたところでです。

同時に、学校教育は協働的な学びの中で行われる特質を持つものであり、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を進めていくことが大切です。

このため、五月十五日には、今後の取組の方向性について新たに通知を发出了しました。この中には、年度内に指導を終えるように努めてもなお臨時休業や分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、最終学年以外の児童生徒について次年度以降を見通した教育課程を編成することも考えられること、学習指導要領に定める内容を効果的に指導できるよう、授業における学習活動を重点化することも考えられることなどを示し、今後、各設置者等の参考となる詳細な情報を順次提供する旨もお知らせしているところでございます。

先生の問題意識は、この学習活動の重点化をもうちょっと分かりやすくしたらどうだということだと思っておりますけれども、今いみじくも先生もおっしゃっていただいたように、再開の状況がまだまばらでございますので、もうちょっとその状況を見極めた上で、どういう形で授業の進め方をしていたかどうかということは再度発出をしたいと思います。

ておりますけれども、いずれにしても、御指摘がありましたように、ただ単に授業数を積み上げて何とかその年度内に終わったというって喜ぶだけではなくて、やっぱり、学校独特の行事などもやっぱり子供たちには体験させてあげなくてはならないと思っております。

また、教職員の皆さんも限られた人数でやるわけですから、今まで長期、学校、児童が来ていなかったからといって、その分、今度、来たからといって、長い時間どんどん働けど、こういうわけにもいかないと思っておりますので、しっかりとそんな点も配慮しながら、児童生徒の学校生活の充実が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 今大変そういった様々な工夫をいただいていることは私も承知をしているところでありますが、この間余り議論されていないんですが、例えば、現場に様々な弾力性を持たせるといったことは有り難いことなんですけれども、例えば一単位時間を、今は中学校五十分、小学校四十五分と、こうなっていますけれども、それをある意味若干短縮するなんていうことも自治体によってできるような、そんな配慮をいただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） まさしく先生御指摘のような提案は五月十五日の通知の中で出させ

ていただいて、五十分授業を四十五分、あるいは四十五分授業を十分にしながら、こま数を短くした上で一日当たりの授業こま数をしっかり確保していく、こういったことの試みもしていただきたいという、そんな工夫も例示として各自治体に示させていただいたところでございます。

○那谷屋正義君 今後も様々な対応を文科省にはお願いをしなきゃいけないと思うんですけども、今教育内容について、一年生、六年生、それから特に中学校三年生、そういった最終学年のお話がございましたが、特に中学校三年生はその次の年には高校受験があるわけでありまして。

この高校受験、特に公立高校の受験等々については、その試験の範囲とかそういったものについても様々出題者の方で配慮していただく必要があるんじゃないかというふうに思いますし、大学入試の方も、同じように、高校で学べた学べないというふうな部分も出てくるわけですから、そういったところに不公平が生じないような配慮をしていたらいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 中学校の臨時休業が実施される中、高等学校入学者選抜においては、特定の受験生が不利益を被らないよう配慮することが重要です。

このため、令和三年度高等学校入学者選抜にお

ける出題範囲や内容、方法については、地域における学習状況を踏まえ、例えば、中学三年生からの出題が適切な範囲となるよう設定する、あるいは問題を選択できる出題方法とする、面接や作文等の学力検査以外の方法を用いるなど、実施者の判断において工夫を講じていただくことを五月十三日付けの通知で依頼しております。実施者におかれましては、こうした配慮をしっかりといただき、受験生の不安を払拭し、安心して受験に臨んでいただけるように努めていただきたいと思っております。

また、大学入試につきましては、既にAO入試の時期などを少し遅らせてほしいという要請をさせていただきました、AOと推薦入試。加えて、今お話がありましたように、試験範囲を絞るかどうか出題の内容について、今大学関係者と文科省の方で様々な話し合いを続けているところでございますので、いずれにしても、あの学年の高校三年生の気の毒だったよね、損をしたよね、そんなことがないような受験にしっかりとっていくことが必要だと思っておりますので、公平性が保たれる制度をしっかり探求してまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 公平さを保たれるということで、昨年は大学入試において英語の民間試験導入あるいは記述式について先送り、断念をしていただいたということについては私の方からも感謝を申し

上げたいというふうに思いますけれども、是非、受験生にとっては一体どうなっちゃうのかという不安な要素がたくさんあるわけですから、いち早くその指針も含めて示していただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

教育内容についてでなくて、今度は教育現場の取組の支援についてお願いをしたいと思いますけれども、まず学習支援員の加配措置あるいは確保について今どのように文科省はお考えなのか、よろしく願います。

○政府参考人（丸山洋司君） お答えを申し上げます。

学校の再開に当たりまして、地域の感染状況を踏まえつつ、子供たち一人一人のきめ細かな学習指導を実施するためには、学級を複数のグループに分けること、分散登校により時間帯を分けることなどにより学習集団を小規模化して授業を行うことなどが考えられます。また、家庭学習の支援や学びの遅れに対応するための補習等を行うことも考えられます。

このような取組を実施するためには学校全体の指導体制の充実を図る必要があります、総理の指示も踏まえまして、教員加配や学習指導員、スクールサポートスタッフの追加配置が行うことができれば、よう全力で取り組んでまいります。

また、人材確保に当たりましては一定の期間を

要するため、教育委員会等の人材確保を後押しできるよう、学校・子供応援サポーター人材バンクを開設するとともに、学生の活用に向けて、教員養成課程における教育実習の一部の単位について学習指導員の活動を行うことで代替可能となる特例を実施をいたしており、今後、更なる人材の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

休業明けの学校現場は、これまでに経験のない状況下で、学習支援を始め子供たち一人一人へのきめ細かな配慮がいつも以上に必要になると考えております。是非とも、退職教員や学生の方々からの御協力をお願いしたいと考えております。

○那谷屋正義君 今、学生の方あるいは退職された教員の方の御協力をという呼びかけがあつたというところで、これ、実は私、神奈川出身ですが、神奈川の退職をされた先生方にも文科大臣名でそういった御協力をお願いがされているということに対しては本当に、事の重大性もありますけれども、今までそういうことありませんでしたので、そういった決断にも敬意を表しておきたいというふうに思います。

先ほど、スクールサポートスタッフの話がございました。特に今、自習を何とかそういうふうなときのプリント作り、これ物すごく印刷機がもう大繁盛しているわけですよ。そういうところの

みならず、今度は、例えば学校が再開されたときに、子供たちのいわゆる消毒するものとか、そういういったこと。あるいは、大体、今一番気にしているのは保健室なんですけれども、けがをして保健室に行つて、養護教諭にそこで手当てなり、あるいはそこで指導いただく子と、ちよつと体調が悪い、もしかしたらコロナかもしれないという、その子供たちが同じ部屋で今それをやらなければならぬという状況も生まれています。ですから、そういった保健室の、何というんですかね、隔離というか分断というか、あるいはもう一つ設けるとか、あるいはそこにスタッフを更に変更るとか、そういったことが今求められているんだろうと思えますけれども、是非そのこともお願いをしておきたいというふうに思います。

そうしたことによつてやつぱり教育予算が様々なことになってくるというところで、やつぱりいろんなことに使える、そういった学校現場の再開に向けて、それが流暢に進んでいくようなことのために教育予算を増額していくことが求められていると思えますけれども、大臣の見解をお願いします。

○国務大臣（萩生田光一君） これだけの長い間、義務教育学校あるいは高等学校などが休校をするというのは、もう歴史上、もう戦後初めてのことです。それを考えたら、将来にこの子たち

の学びの機会を失うことが絶対ないように、何とかしても、様々な工夫をしながら、マンパワーも動員しながら、この間の失われた時間というものもしっかり取り戻していく努力を文科省は各自治体とともに進めていきたいと思えます。

そのためには、前例にとられないしっかりとした予算も確保させていただいて、児童生徒の感染予防、安全もしっかり守りながら、また、教職員の皆さんの御努力にも依存はしますけれども、しかし、そこにもやつぱり足らざる人がいれば様々なマンパワーを導入しながら、ここはしっかりと予算の要求もさせていただいて、何よりも子供たちが、この時代、不利益を被ることのないように学校運営ができるそのサポートをしてまいりたいと思えます。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

先ほど、教育内容を完全に実施するために夏休み等も返上なんというような自治体も出てきているような話がありますけれども、実はこの夏休みには、教員免許更新制の様々な講習等々が実はここ中心に行われるわけですよ。教員免許更新制そのものが、もうこの間の文科省の教員免許の扱いからして、本当にこの更新制が必要なのかどうかということについては別途議論をさせていただきたいと思えますけれども、取りあえず今年度、今年度については、こういった状況の中で、まあ一

年先送り、あるいはそういった多少の猶予なども必要になってくる。

文科省にお尋ねすると、ネットだとか様々なところでやれるんだという話がありましたけれども、やはり、じゃその時間はどうやって確保するんだというこの問題出てくるわけですから、一応今年度はやはりその部分について弾力的に扱いをしていただけるようお願いをしたいと思います。うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（浅田和伸君） 新型コロナウイルス感染症の拡大により、免許状更新講習が例年と同じようには受講しにくい状況があることは私も理解しております。文科省としては、今年三月三十一日、それから四月二十八日に通知を出して、免許状更新講習の実施に当たって感染症対策の徹底を求めるとともに、今お話ししましたように、対面式の免許状更新講習について通信式の講習として実施をすること、あるいは通信式の免許状更新講習の履修認定試験について郵送により実施をする、そういった特例を認めるとい措置をとったところでございます。

文科省としては、必要な方が免許状更新講習を受講しやすいように、各大学における通信式の講習の拡充を後押しするとともに、今後とも、学校の再開状況あるいは先生方の置かれた状況等をよく踏まえつつ、適切な対応を検討していきたいと

考えております。

○那谷屋正義君 是非適切な対応をお願いしたいと思えます。

こうした学校再開、そしてコロナ対策に対して、学校現場で本当に今苦勞されているわけでありまして、すけれども、そんなさなかに突然の九月入学に関する議論等々が高まってきているわけでありまして、けれども、これ全国のPTA協議会の会長さんが言われています。

突然の九月入学に関する議論の高まりは子供たちに更なる不安を与え、我々保護者にとっても多くの戸惑いを生むものです。また、現下の状況においても最善の学びを提供しようと尽力してくださっている学校の先生方の御努力と熱意がこれにより失われてしまうことも懸念されます。こういうふうなコメントが出ています。今選択肢の一つだとかいろんなことを言われておりますけれども、平時にこれについてどうしたらいいのかということについては、文科省管内のものだけでなく様々な制度も含めて議論をするというのにはありだと思っております。今この時期にそのようなことを先にぼおんとやられて、学校の一斉休業なんというものが突然出てきた、それと同じように九月入学の議論がぼおんと火花として打ち上げられることのないように、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

最後に、学生支援についてであります。

この間、このコロナウイルスの関係で大変大学生が、学生が非常にこの困窮に、困っております。そういう意味で我々は先週法案を出させていただきました。この法案について、大臣の今現段階での見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣（萩生田光一君） 新型コロナウイルス感染症の影響で大学生等が進学、修学を諦めることがないようにしっかりと支えていくことが何よりも重要でありまして、この趣旨では野党の皆さんの法案の提出内容というものも我々と同じ思いだというふうに思います。

経済的に困難な学生等に対しては、本年四月に開始した、真に支援が必要な低所得世帯を対象とする高等教育の修学支援新制度及び従来のより幅広い世帯を支援対象としている貸与型奨学金の両制度において家計が急変した学生等への支援を行っており、約九六％の大学でこうした学生に対する納付の猶予等が予定、取組をされているところですので。

一方、授業料、施設整備費などの学納金は、一般に在学期間全体を通じた教育に対するものであり、遠隔教育が実施されるなど学習機会の確保にしっかりと取り組まれている中においては、単に授業料等を一律に減ずることではなくて、各大学等において様々な手だてを通じて学習機会の

確保等に取り組んでいただくとともに、経済的に困窮している学生等に必要な支援が確実に行き渡る方策を講じることが重要と考えており、そのための支援を行っております。

アルバイト収入が減少し困窮している学生等が安心して学業を継続できるように、与党からいただいた提案、また野党から提出された法案、これまでの国会審議においていただいた御意見等を踏まえ、学びの継続のための緊急給付金の創設を検討しているところでございまして、現在最終的な詰めを行っております。

日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還免除については、奨学金事業の健全性確保の観点等から慎重な検討が必要ですが、これまでも返還期限を猶予する制度等の充実を図るとともに、今般、返還猶予の手續に関して、当分の間、申請書のみの提出をもって迅速に口座振替を停止する臨時対応を行うこととしました。

文科省としては、学生等の学びの継続のために学生等を取り巻く経済環境の激変に対応するとともに、今般の感染症の長期化も見据え、着実に支援を行ってまいりたいと思います。

○那谷屋正義君 時間ですので、終わります。

○吉田忠智君 立憲・国民・新緑風会・社民の吉田忠智でございます。

江藤拓農林水産大臣は選挙区が大分の隣でござ

いまして、私の地元の隣でございまして、また農林水産行政に精通されておられるということで、今日は質問できることを大変に光栄に思っております。

通告しておりませんが、通告した質問の前に一点お伺いしたいと思います。

国家公務員等改正案、十本の法律を束ねたものでありますが、国家公務員の皆さんの定年を段階的に六十五歳に延長する、検察官あるいは防衛省の職員の定年も延長する、それは大いに結構なものですけど、その中に、私たちが問題視をしております検察官の特例延長というのが、内閣の判断で六十八歳まで任期を延長できると、定年を延長できるということが盛り込まれておまして、このことについて問題視をしております。武田大臣の不信任決議案も提出しております。

そうした中で、所管外とは思いますが、是非、江藤大臣のその法案についての見解をまず伺いたいと思います。

○国務大臣（江藤拓君） 今先生がおっしゃっていただいたように、所管外でございまして、なかなか精緻なことはお答えできませんが、国会においては様々な御意見が、我々は国民から票をいただいで国会が上がってきて、そして議論の場を与えられているわけでありまして、そういう

様々な意見を取り入れて、法案は物によっては修

正される場合もあるでしょうし、もう一度議論される場合もあるでしょうし、そういうような手続が自民党内でも今行われている最中だというふう

に理解しております。

○吉田忠智君 その法案の中には、絶えず大臣を支えていられている農林水産省職員、国家公務員の皆さんの定年の延長も含まれておりますので、全く無関係ではございませんので、是非またそうした立場で、閣内におられますなかなか制約もあると思いますが、言うべきことはしっかりと閣内でも言っていたきたいと思います。

さて、通告した質問に入らせていただきます。まず、農林水産省の新型コロナウイルス対策についてでございます。

改めて、新型コロナウイルスで亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々、罹患された方々の一刻も早い御快癒を祈念を申し上げます。また、第一線で頑張っておられる医療関係者の皆さん、また国民生活を支えておられる方々にも心から感謝を申し上げます。国民の皆さんに安定的に食料を供給していただいている農林水産関係者の皆様方にも大変厳しい状況の中で御奮闘をいただいております。心から感謝を申し上げます。

四月三十日に補正予算、第一次補正予算が成立